

函館市の保健衛生

平成 22 年 版

市立函館保健所

函館市民憲章

わたくしたちは、北海道の文化発祥の地、函館に住む市民です。

山と海にかこまれた美しい自然を誇り、すぐれた市民性をはぐくんできた函館を、いっそう住みよい都市に発展させるため、わたくしたち市民とまちの理想像をかかげ、ここに市民憲章を定めます。

- 1 真心あふれる函館市民、あたたかいまち
- 1 健康で働く函館市民、にぎわうまち
- 1 文化を誇る函館市民、はぐくむまち
- 1 自然を生かす函館市民、きれいなまち
- 1 郷土を愛する函館市民、のびゆくまち

(昭和52年5月3日制定)

スポーツ健康都市宣言

わたくしたち函館市民は、スポーツと健康づくりを通じて、からだと心を鍛え、活力あふれるまちづくりをめざし、ここに「スポーツ健康都市」を宣言します。

- 1 スポーツと健康づくりに励み、たくましいからだと豊かな心を育てます。
- 1 スポーツと健康づくりに親しみ、明るくすこやかな生活を営みます。
- 1 スポーツと健康づくりを通じて、友情とふれあいの輪を世界に広げます。

(平成4年10月10日制定)

いきいき長寿都市宣言

憲法にうたわれている基本的人権が尊重され、いつまでも生きがいを持ち、健やかに暮らせる社会を築くことは、わたくしたち函館市民みんなの願いです。

美しい自然に恵まれ、何よりも福祉を大切にするこのまちに、共に力を合わせて、心から長寿を喜び合えるまち函館を実現することをめざし、ここに「いきいき長寿都市」を宣言します。

- 1 長い間社会の発展に尽くしてきた高齢者が、敬愛され、尊重されるまちをめざします。
- 1 豊かな知識と経験をもった高齢者が、社会の一員として自らいきいきと活動できるまちをめざします。
- 1 家庭のやすらぎと地域の温かさに包まれて暮らせるやさしいまちをめざします。
- 1 生活をより豊かにする保健、医療福祉などが充実され、いつまでも健康で安心して暮らせるまちをめざします。
- 1 だれもがひとしく憩い、集い合う安全で快適に暮らせるまちをめざします。

(平成6年12月10日制定)

目 次

【概 況 編】

1	函館市の概況	
■	位置，市勢	1
■	人口および世帯数の推移	2
■	年齢階級別人口	2
■	人口動態	2
2	函館の保健衛生史	3
3	保健所の沿革	5
4	組織機構	
(1)	機 構	9
(2)	職員数	10
(3)	事務分掌	11
5	保健所関連施設	13
6	予 算	14
7	各種協議会・専門委員会	
(1)	市立函館保健所運営協議会，各種専門委員会	15
(2)	市立函館保健所感染症診査協議会	15
(3)	函館市予防接種健康被害調査委員会	16
(4)	函館市エイズ対策推進協議会	16
◇	「健康はこだて21」(改訂版)の概要	17

【保健衛生編】

1	母子保健	
(1)	健康診査	21
(2)	健康相談	24
(3)	保健指導	26
(4)	医療援護	29
2	成人保健	
(1)	健康手帳の交付	31
(2)	健康診査等	32
(3)	健康教育	36
(4)	健康相談	37
(5)	訪問指導	38
(6)	たばこ対策	39

3	栄養改善	
(1)	栄養改善指導	40
(2)	給食施設指導	40
(3)	健康教育	41
(4)	学生指導	41
4	歯科保健	
(1)	集団健診	42
(2)	個別健診	43
(3)	健康教育	43
(4)	学生指導	43
5	精神保健	
(1)	精神障がい者把握数	44
(2)	精神保健福祉相談事業	45
(3)	社会復帰支援事業	45
(4)	精神障がい者福祉サービス	46
(5)	家族支援	46
(6)	普及、啓発事業	47
(7)	自殺予防対策事業	47
6	認知症対策	
(1)	認知症相談	48
(2)	家族のための認知症介護講座	48
(3)	函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム「ぬくもりネットワーク」	48
(4)	普及・啓発事業	49
(5)	認知症予防教室（わいわい倶楽部）	49
7	難病対策	
(1)	特定疾患治療研究事業，先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	50
(2)	ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付状況	51
(3)	ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業	51
(4)	在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業	52
(5)	難病患者在宅療養支援計画策定・評価事業	52
(6)	難病患者訪問相談事業	52
(7)	難病患者訪問指導（診療）事業	53
(8)	難病医療相談事業	53
(9)	難病患者サポート教室	53
(10)	難病患者等居宅生活支援事業	53
8	感染症予防	
(1)	感染症発生届出数	54
(2)	エイズ・C型肝炎・B型肝炎	55
(3)	エキノコックス症	55
(4)	結核	55
(5)	予防接種	58
9	保健師活動	
(1)	健康相談	59
(2)	健康教育	59
(3)	家庭訪問	60
(4)	健康診査	60

1 0	地域健康づくり	
(1)	市民健康づくり推進員の育成	61
(2)	ヘルスメイトの育成	61
(3)	ウォーキングマップの作成	61
(4)	健康増進講座の開催	61
(5)	健康づくりモデル町会（団体）事業の開催	62
(6)	健康体操「函館いか踊り体操」の普及	62
(7)	健康はこだて21講演会	63
(8)	市民健康まつり	63
(9)	市民健康教室	63
(10)	広報・啓発活動	63
1 1	口腔保健センター	
(1)	障がい者（児）歯科診療	65
(2)	休日救急歯科診療	66
1 2	健康増進センター	67
1 3	夜間急病センター	68

【生活衛生編】

1	環境衛生	
(1)	施設および監視指導	70
(2)	市民相談	72
(3)	「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」の制定・施行	72
2	食品衛生	
(1)	監視指導対象施設数	73
(2)	監視指導状況	73
(3)	食品検査	75
(4)	苦情処理	77
(5)	食中毒	77
(6)	食肉検査	78
(7)	衛生教育	78
3	動物衛生	
(1)	畜犬の登録・予防注射等	79
(2)	畜犬等に関する相談・苦情	79
(3)	施設および監視指導	79
4	医務・薬事	
(1)	医務関係	80
(2)	薬事関係	82
(3)	献血	83
(4)	薬物乱用防止に関する広報・啓発活動	83
5	衛生試験所の業務	84

【統計編】

第1章 人口動態統計

1 人口動態の概要	85
2 出生	88
3 死亡	91
4 乳児死亡・新生児死亡	102
5 死産	103
6 周産期死亡	104
7 婚姻・離婚	105

第2章 母体保護統計

1 不妊手術	106
2 人工妊娠中絶	107

第3章 食中毒統計

108

第4章 医療関係統計

1 医療施設	109
2 医療従事者数	110
3 人口10万人対でみた指標	110

本書を利用される皆様へ

- 1 本書は、平成21年（年度）の数値を記載したものである。
なお、資料中の年表示は、暦年については1月1日～12月31日、年度は4月1日～翌年3月31日を示すものである。
- 2 数値の単位未満、平均値および指数等の算出方法は、四捨五入を原則としたため、合計数値とその内訳の累計値とは一致しない場合がある。
- 3 統計表中で使用した一般的な記号の用途は次のとおりである。
「0」……………単位未満のもの
「－」……………皆無，または該当数字のないもの
「…」……………資料がないか不明のもの
「・」……………計数のありえないもの

I 概況編

- 1 函館市の概況
 - 2 函館の保健衛生史
 - 3 保健所の沿革
 - 4 組織機構
 - 5 保健所関連施設
 - 6 予 算
 - 7 各種協議会，専門委員会
- ◇ 「健康はこだて 2 1」（改訂版）の概要

[illegible]

1 函館市の概況

■位 置

函館市は、北海道の渡島半島南端部に位置し、総面積677.92Km²、東・南・北の三方を太平洋・津軽海峡に囲まれ、気候は、積雪量も比較的少なく、温暖で恵まれた自然環境を有する生活しやすい地域である。

特に、函館市民の憩いの場ともなっている函館山は、この地帯を北限とする杉をはじめ、動植物の宝庫であるため、学術的にも貴重で四季を通じて自然観察ができる。

■市 勢

当市は、安政6年（1859年）日米修好通商条約により、横浜・長崎とともに日本最初の国際貿易港として海外に門戸を開き、いち早く西欧文化を取り入れるなど、長い歴史と文化を有する街である。いま、当地域は、交通新時代に対応した北海道新幹線鉄道の早期開業の実現と自動車道的高速交通ネットワーク形成など、総合交通体系の整備拡充を図るとともに、観光資源・施設やコンベンション機能の拡充を図り、世界に通用する通年・滞在型観光を目指した国際観光都市づくりを進めている。

また、平成16年12月1日に近隣4町村との合併により、人口約30万人の新「函館市」が誕生し、豊かな海を擁する国内屈指の水産都市となった。

加えて、平成17年10月1日には中核市となり、より一層のスケールアップが図られ、21世紀のまちづくり構想として、各種施策に取り組んでいる。

保健分野においても、赤ちゃんからお年寄りまでの全ライフステージを通じた健康づくりの場、総合的な保健サービスが提供できる拠点施設として、平成15年4月に函館市総合保健センターがオープンした。

さらには、「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画」や「函館市母子保健計画」を包括した「次世代育成支援行動計画」の策定をはじめ、「健康はこだて21」の策定など、市民のだれもが健康的に暮らせるまちづくりをめざしている。

■位置と面積



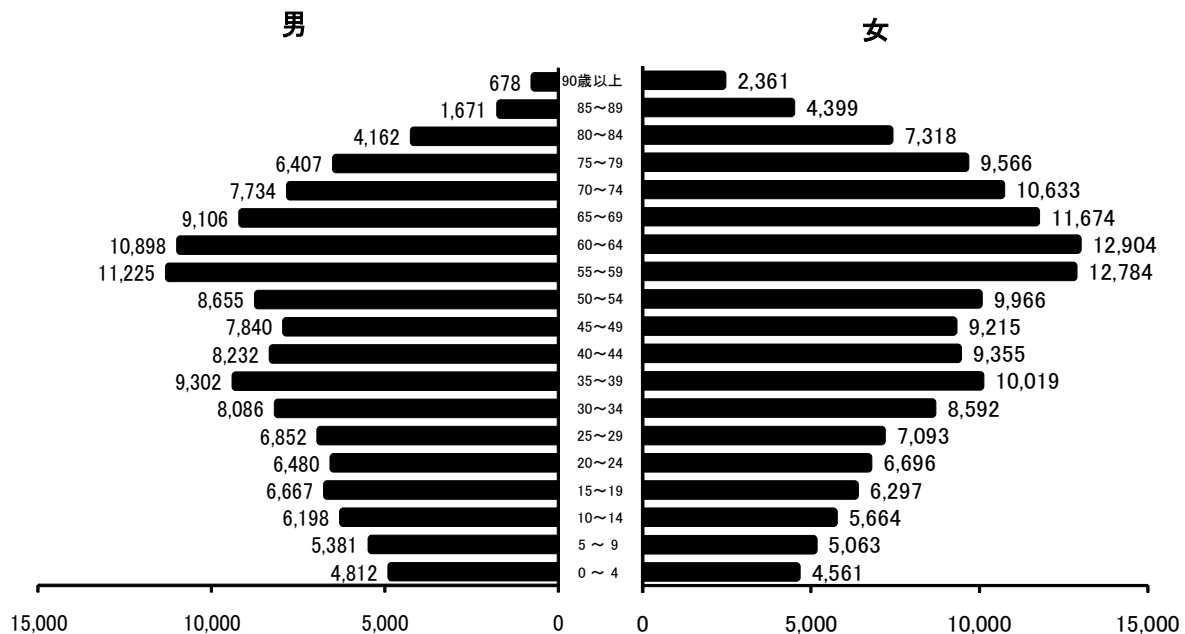
位置
東経140度44分/北緯41度46分
面積
677.92Km ²

注：位置の基点は市役所所在地

■人口および世帯数の推移

年 次	世 帯 数	人 口			備 考
		総 数	男	女	
4 0 年	63,964	243,418	114,958	128,460	国勢調査(第10回)
4 5 年	69,967	241,663	113,623	128,040	" (第11回)
5 0 年	96,723	307,453	145,386	162,067	" (第12回)
5 5 年	107,538	320,154	151,468	168,686	" (第13回)
6 0 年	110,703	319,194	149,253	169,941	" (第14回)
平成 2 年	114,093	307,249	141,771	165,478	" (第15回)
7 年	119,277	298,881	137,305	161,576	" (第16回)
1 2 年	121,779	287,637	131,725	155,912	" (第17回)
1 3 年	130,203	287,742	132,781	154,961	住民基本台帳記載人口(9月30日)
1 4 年	131,249	286,181	131,986	154,195	" (")
1 5 年	132,197	284,489	131,045	153,444	" (")
1 6 年	133,478	282,637	130,241	152,396	" (")
1 7 年	128,411	294,264	134,868	159,396	国勢調査(第18回)
1 8 年	140,928	293,883	135,274	158,609	住民基本台帳記載人口(9月30日)
1 9 年	141,341	290,572	133,383	157,189	" (")
2 0 年	141,891	287,194	131,634	155,560	" (")
2 1 年	142,370	284,546	130,386	154,160	" (")

■年齢階級別人口



(平成21年9月30日住民基本台帳)

■人口動態

年 次	出 生			出生率	死 亡			死亡率	自 然 増 加	死 産	婚 姻	離 婚
	総 数	男	女		総 数	男	女					
平成 1 7 年	1,947	983	964	6.5	3,096	1,621	1,475	10.4	-1,149	103	1,535	790
1 8 年	1,947	1,001	945	6.6	3,201	1,687	1,514	10.9	-1,254	94	1,500	729
1 9 年	1,948	984	964	6.7	3,106	1,669	1,437	10.7	-1,158	90	1,427	717
2 0 年	1,891	989	902	6.7	3,233	1,676	1,557	11.4	-1,342	97	1,402	656
2 1 年	1,889	982	907	6.6	3,322	1,710	1,612	11.7	-1,433	87	1,427	642

※平成21年は概数

2 函館の保健衛生史

西暦	年 号	記 事
1454	享徳 3年	河野征通，渡道してウスケシ（宇須岸）に館を築く。この館の形が箱に似ていたため，この地を“箱館”と呼んだという。
1793	寛政 5年	6月，ロシア使節ラックスマン，エカテリナ号で箱館に入港。
	文政年間	中川五郎治，露国より種痘の法の伝授を受け帰国。
1824	文政 7年	天然痘流行。
1854	安政元年	日米和親条約締結。箱館，下田開港ときまる。ペリー艦隊箱館入港。
1855	2年	日米和親条約による補給港として開港。7月，津波。
1858	5年	米国人外科医G. M. ヘーツ来住。ついで露国医師も来て箱館の医術進歩する。
1859	6年	日米修好通商条約により6月2日（太陽暦7月1日）長崎，横浜とともに，わが国最初の貿易港として開港。 娼妓のため梅毒療法を実施。
1860	万延元年	山ノ上町に箱館医学所を設立，翌年，病院竣工（現在の市立函館病院の前身）。
1861	文久元年	5月，犬疫流行。
1867	慶応 3年	5月，医学に長じた栗本匏庵，箱館奉行となり，6月フランスに派遣される。
1869	明治 2年	蝦夷を北海道と改称。開拓使出張所を函館に置き「箱館」を「函館」に改めたという。
		10月，函館病院で強制種痘をはじめる。
1872	5年	4月，開拓使外科医長スチュワルド・エルドリッジが函館病院に着任。 8月，函館病院内に医学校を設け，官私費生を募集。
1873	6年	7月，遊廓の梅毒検査実施。
1875	8年	2月，函館地方に天然痘が発生したが，防疫に努めたことにより大流行には至らなかった。
1877	10年	コレラ流行，11月終息。患者81名中69名死亡。
1878	11年	12月，函館病院が芝居町（現船見町）の火事により類焼。
1879	12年	8月，コレラ流行，10月終息。患者102名中84名死亡。
1881	14年	7月，公立函館病院竣工。
1882	15年	6月，コレラ流行，10月終息。患者203名中145名死亡。 7月，検疫事務所を函館病院内に置く。
1885	18年	12月末現在，県立函館病院・公立豊川病院・私立梅毒病院・私立潮止病院の4病院医員19名，外に開業医61名，外国人医師1名，助産婦28名。 脚気患者889名，死亡98名。
1886	19年	7月，コレラ流行，11月終息。患者1,022名中846名死亡。 7月，天然痘流行，患者数100名中死者3分の1，翌年6月終息。
1889	22年	9月20日，上水道工事竣工。
1891	24年	天然痘再度流行し，26年に終息するまでに患者多数を出す。
1895	28年	赤痢流行，患者53名。
1899	32年	9月，コレラ流行，患者55名。衛生組合を設ける。 10月，区制実施（自治制）。
1900	33年	5月，函館病院焼失。
1902	35年	3月，区立伝染病院東川町（現新川町）に落成。 9月，コレラ流行。
1905	38年	9月，赤痢流行，39年最も激烈となり200名の患者を出したが，41年に至り減少，42年には2名にしかすぎなかった。 11月，函館病院新築。
1907	40年	8月，東川町より出火，焼失戸数12,390戸。函館病院も類焼。
1908	41年	1月，馬匹胸疫発生，6月流行終息。 4月，精神病室，函館病院から独立して区立函館精神病舎となる。
1909	42年	6月，函館病院再築完成，開業。
1911	44年	12月，レントゲン装置完成。
1918	大正 7年	スペインかぜ（A／H1N1）流行。
1922	11年	8月，市制施行。人口148,855人。

西暦	年 号	記 事
1934	昭和 9年	3月, 函館大火(住吉町より出火)。24, 186戸焼失。死者2, 054人, 行方不明662人。
1939	14年	湯川町を編入。
1946	21年	銭亀沢村の一部を函館に編入。 発疹チフス・天然痘流行。
1949	24年	亀田村字港地区を函館に編入。
1950	25年	発疹チフス流行。
1954	29年	9月, 台風15号来襲, 青函連絡船洞爺丸沈没による死者をはじめ, 多大の被害をうけた。
1957	32年	アジアかぜ(A/H2N2)流行。
1960	35年	5月, チリ地震津波来襲, 最高水位2.13メートルにおよび臨港倉庫, 工場, 住宅が浸水被害をうけた。
1965	40年	9月, 水害発生。降雨量224.2mm(2日～7日), 流失1棟, 半壊1棟, 床上浸水976戸, 床下浸水4, 806戸, 死者1名, 負傷者5名, その他被害は, 湯川町・谷地頭町をはじめ全市におよんだ。
1966	41年	12月, 銭亀沢村と合併。
1968	43年	香港かぜ(A/H3N2)流行。 5月, 十勝沖地震発生, 震度5。学校をはじめ市内一円に多大の被害をうけた。津波により朝市(若松町)が浸水の被害をうけた。
1970	45年	11月, 第22回北海道公衆衛生学会を, 函館市民会館において開催。
1973	48年	12月, 亀田市と合併。
1977	52年	5月, 函館市民憲章制定。
1989	平成元年	5月, 老人保健施設が医療法人により市内で初めて開設。 11月, 市立函館病院分院ディ・ケア棟完成。
1992	4年	10月, 「スポーツ健康都市宣言」を制定。
1993	5年	7月, 北海道南西沖地震発生, 震度4。港湾施設や商工業施設を中心に甚大な被害をうけた。 10月, 訪問看護ステーションが社団法人北海道総合在宅ケア事業団により市内で初めて開設。 11月, 第45回北海道公衆衛生学会を, 函館市民会館において開催。
1994	6年	2月, 「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画《いきいき長寿プラン21》」を福祉部等と策定。 12月, 「いきいき長寿都市宣言」を制定。
1995	7年	8月, 大雨による水害発生。降雨量162.0mm(27日～28日), 床上浸水69世帯, 床下浸水351世帯, 死者1名, 傾斜地の崩壊27件, その他被害は新湊町, 谷地頭町をはじめ全市におよんだ。
1997	9年	2月, 「障害者に関する新函館市行動計画」を福祉部等と策定。 8月, 第46回北海道公衆衛生大会を, 函館市民会館において開催。
2000	12年	2月, 「第2次函館市高齢者等保健・医療・福祉計画, 函館市介護保険事業計画」を福祉部等と策定。 4月, 介護保険制度開始。 10月, 市立函館病院を移転新築。 10月, 第44回精神保健北海道大会を, 函館市芸術ホールにおいて開催。 11月, 特例市に移行。
2003	15年	3月, 「健康はこだて21」および「第2次函館市母子保健計画」を策定。
2004	16年	12月1日, 戸井町・恵山町・榎法華村・南茅部町と合併。
2005	17年	10月1日, 中核市に移行。
	20年	9月, 「健康はこだて21(改訂版)」を策定。
2009	21年	新型インフルエンザ(A/H1N1)流行。函館市新型インフルエンザ対策本部を設置し, 各種対策を講ずる。
2010	22年	6月, 「函館市温泉資源保護指針」を策定。

3 保健所の沿革

昭和12年 4月15日	北海道庁立函館健康相談所（千歳町2番地）を開設し、主として結核を中心とする予防対策を行う。
19年10月 1日	北海道庁所管の函館健康相談所および健康保険相談所ならびに通信省所管の簡易保険健康相談所を合併し、保健所法による北海道函館保健所（千歳町2番地）として新発足。その担当区域は、函館市・大島村・小島村・松前町・大沢村・吉岡村・福島町・知内村・木古内町・茂別村・上磯町・大野村・七飯村・亀田村・銭亀沢村・戸井村・尻岸内村・楳法華村・臼尻村・尾札部村・鹿部村の1市4町16村と定められ、この地区の公衆衛生業務を行う。
21年 8月31日	函館簡易保険健康相談所（新川町99番地）を、第2保健所と改称する。 規則改正により、北海道庁函館治療院（大森町37番地）は廃止され、保健所における性予防の一貫として併合運営することとなり、第3保健所と改称する。
22年 5月 3日	新憲法および地方自治法の施行により、従前、警察署で所管していた旅館、浴場、飲食営業等の許可関係事務および保健衛生に関する業務が、保健所に移管される。
23年 6月10日	保健所法施行令の公布により、道立函館保健所を函館市に移管し、市立函館保健所（C級）として設置される。
9月 1日	函館市予算による名実共に市立函館保健所として発足。所長・次長・医局、医務係・薬務係・予防係・防疫係・公衆衛生係の5係で業務運営を行う。
24年 9月 1日	函館市行政機構改正により、衛生部を解体し、ここに属していた防疫係および母子衛生係を合併して、4課15係・定員60名とし、次長制を廃止する。総務課（庶務係・医務係・薬務係）、診療課（第1診療係〈結核〉・第2診療係〈母子〉・第3診療係〈性病〉・試験検査係・保健看護係・エックス線係）、衛生課（食品衛生係・乳肉衛生係・環境衛生係）、予防課（防疫係・予防係・性病係）。
25年 4月 1日	A級保健所に指定される。
8月 4日	発疹チフス流行時の防疫活動に対し、GHQ北海道本部長ジョン・エス・シワツァー氏より表彰を受ける。
11月11日	性病予防法の改正により第3保健所は廃止され、北海道立函館治療院となる。
26年 2月17日	旧市民館（西川町1番地：現豊川町1番）を改造し、移転する。
4月 1日	第2保健所を廃止。
4月14日	性病診療所を併設。
5月26日	保健所事務分掌規則の一部を改正し、4課13係・定員79名とする。総務課（庶務係・医務係・薬務係）、衛生課（環境衛生係・食品獣疫係）、予防（結核係・防疫係・母子衛生係・性病係・歯科衛生係）、保健指導課（衛生教育係・保健看護係・試験検査係）。
27年 4月 1日	市立函館保健所昇格ならびに移庁式挙行。
4月 1日	保健所事務分掌規則の一部を改正し、総務課医務係と薬務係を合併し、医薬係とし、4課12係とする。
11月 1日	函館市行政機構改正により衛生課所管の市立消毒所と市立と場を保健所に併合し、衛生課は清掃課と改称され、汚物処理業務のみを行うこととなり、全般の保健衛生に関する業務は、保健所所管となる。
29年10月 1日	函館市優生保護相談所を併設。
32年 6月 8日	と場を経済部農林課に移管。
	函館市精神衛生相談所を併設。

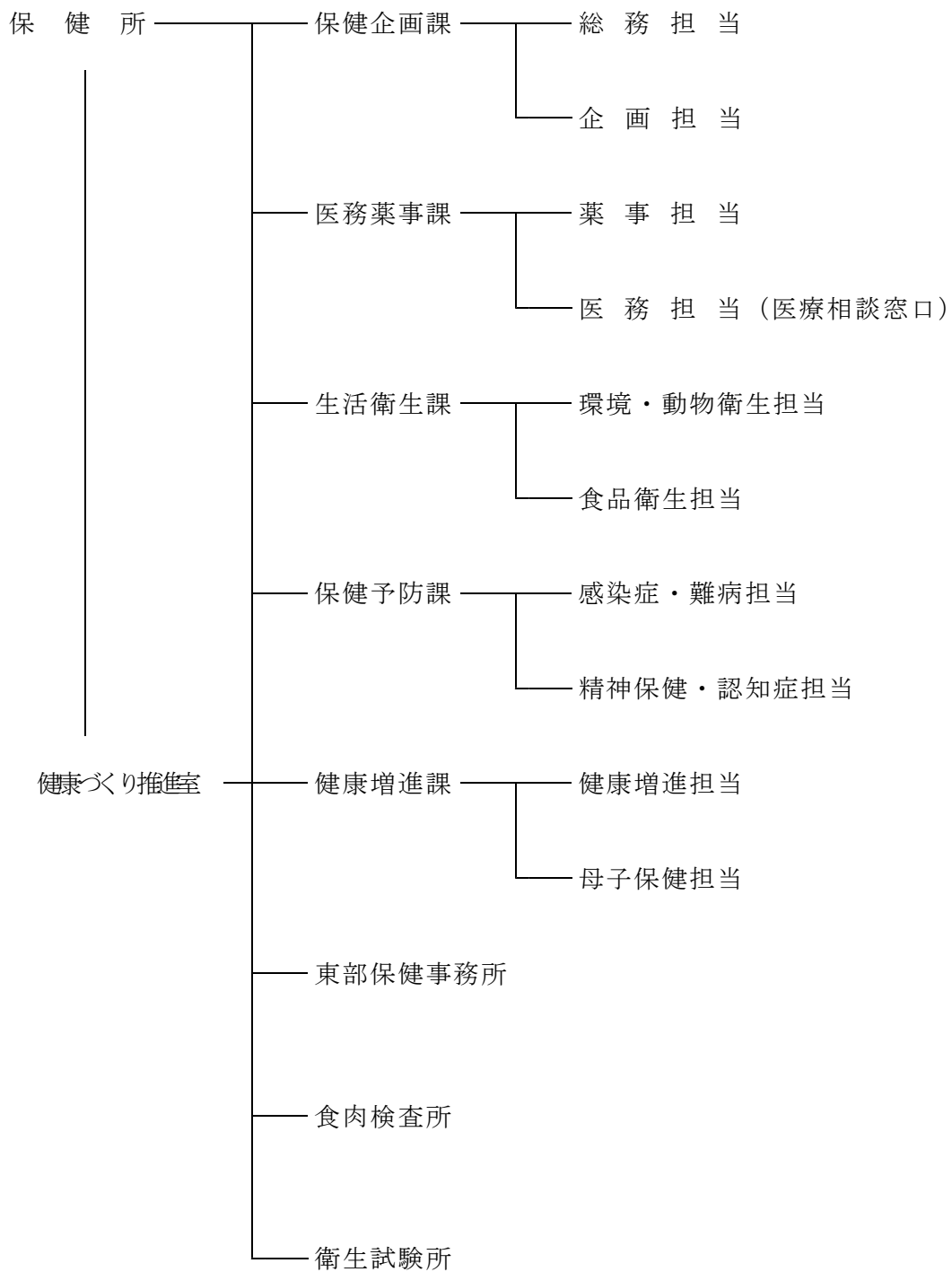
33年 9月15日	ふきん清掃運動および環境衛生地図を通じて、保健衛生を著しく向上させた功績により、第10回保健文化賞を受賞。
34年 3月31日	保健所創立10周年および保健文化賞受賞記念式典を挙行。
34年 7月 1日	併設の性病診療所を廃止。
36年 1月 1日	保健所事務分掌規則の改正により、4課11係・定員92名となる。庶務課（庶務係・医薬係・衛生教育係）、衛生課（環境衛生係・食品獣疫係）、予防課（結核係・防疫係・予防係・保健看護係）、衛生試験課（細菌検査係・理化学試験係）。
37年 4月 1日	U2型保健所となる。
38年 8月 9日	函館市行政機構改正により、衛生部を新設し、保健所はその管轄下に入り、3課9係定員101名となり、予防係に試験検査室を設ける。業務課（業務係・衛生教育係・医薬係）、衛生課（環境衛生係・食品獣疫係）、予防課（予防係・防疫係・結核係・保健看護係）。衛生試験課は函館市衛生試験所（細菌検査係・理化学試験係）として独立する。衛生部に庶務課（庶務係）を新設。
40年 5月 1日	函館市行政機構改正により、保健所は3課10係となる。衛生課食品獣疫係を食品衛生係と獣疫係に分ける。
6月30日	衛生試験所に、臨床検査係を新設。
41年12月17日	衛生課環境衛生係内に専任の公害担当の職員を配置。
42年 8月17日	精神衛生法の改正により、併設の函館市精神衛生相談所を廃止。
45年12月 1日	函館市野犬抑留所開設。
46年 3月 1日	函館市行政機構改正により、保健所は3課10係となる。業務課（医務薬事係・衛生教育係）、衛生課（生活環境係・営業衛生係・食品衛生係・畜犬と畜係）、予防課（結核係・防疫係・予防係・保健看護係）。衛生部庶務課に管理係を新設。
48年 4月17日	函館市行政機構改正により、衛生試験所理化学試験係を食品試験係と環境試験係に分ける。
5月 1日	食生活改善普及推進員制度を創設。
10月 1日	函館市行政機構改正により、企画部に属していた公害対策課（調整係・対策係・調査係）を衛生部に移管。
11月 1日	函館市亀田母子健康センター開設。
11月12日	新庁舎（五稜郭町16番1号）が完成し業務を開始する。
12月 1日	新庁舎落成式典挙行。
49年 7月24日	分庁舎（末広町）内に西部健康相談室を開設。
50年 8月 1日	U1型保健所となる。
10月 1日	函館市行政機構改正により、「と畜検査室」を新設、保健所は3課1室10係となる。
51年 6月 1日	函館市行政機構改正により、公害対策課を新設の環境部に移管。
6月 7日	保健所事務分掌規則の一部改正により、衛生課の「生活環境係」を「環境衛生係」に、予防課の「結核係」「防疫係」「予防係」を「結核成人病係」「予防係」「保健係」に改める。
52年 3月31日	保健所庁舎内に、公設民営による夜間急病センターを開設。
8月27日	分庁舎内にあった西部健康相談室を豊川ビル1階（豊川町1番5号）に移転し、業務を開始する。
	函館市消毒所を廃止。
	第1回市民健康教室を開催。

52年10月31日	函館市行政機構改正により、衛生部を廃止する。これにより衛生部庶務課及び保健所業務課を統合、保健所管理課として庶務係、医務薬事係、衛生教育係の3係とする。 保健所事務分掌の一部改正により、「と畜検査室」を「食肉検査所」に改める。
53年 4月 1日	市民部国民保健課に属していた保健婦を保健所予防課の所属とする。
55年10月 1日	保健所庁舎内にあった夜間急病センターを、白鳥町13番32号に新設し、診療を開始する。
56年 6月 1日	健康づくりモデル地域育成事業を開始。
58年 4月 1日	老人保健法に基づく基本健康診査を保健所内および巡回により開始。
61年 4月 1日	胃がん検診を医療機関委託により開始。
63年 4月 1日	函館市行政機構改正により、函館市亀田母子健康センターおよび西部健康相談室を廃止。保健所事務分掌規則の一部改正により、衛生課の「畜犬係」を「動物衛生係」に改める。 保健所事務分掌規則の一部改正により、管理課の「衛生教育係」を廃止し、その事務を管理課「医務薬事係」と予防課に分掌させる。また、予防課の「保健看護係」を廃止し、主査制に改める。
10月31日	函館市野犬抑留所改築なる。
平成元年 4月 1日	乳がん検診、子宮がん検診を医療機関委託により開始。
9月26日	第1回保健所まつり（市民部所管）開催。
4年12月 1日	H I V抗体検査を開始。
5年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、管理課に「衛生行政係」を新設し、衛生課の「営業衛生係」を廃止し、その事務を「環境衛生係」と「食品衛生係」に分掌させる。 また、「予防課」を「保健予防課」に改め、4係5主査制とし、「健康増進係」「予防係」「成人保健係」「保健福祉係」の各係とする。
5月 1日	運動普及推進員制度を創設。
8月12日	保健所庁舎内にエレベーターを新設し、供用開始する。
6年 9月 1日	肺がん検診を医療機関委託により開始。
7年 3月 1日	市民健康づくり推進員制度を発足。
4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、保健予防課に主幹を設ける。 保健・福祉の連携による「高齢者保健・福祉総合相談窓口」を保健所と中央福祉事務所に開設。
9月 6日	女性健康診査（骨量測定検査を含む）を開始。
9月22日	骨粗しょう症検診を開始。
8年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、保健予防課の主幹を廃止し、保健予防課を「保健予防課」と「健康増進課」に分割する。これにともない旧保健予防課の「予防係」と「保健福祉係」を廃止し、保健予防課に「感染症対策係」，「母子保健係」，「精神保健係」を新設する。また、健康増進課に旧保健予防課の「健康増進係」，「成人保健係」を分掌する。 「高齢者保健・福祉総合相談窓口」を亀田福祉事務所に開設。
9年 4月 1日	市民健康まつり、市民部より移管。
6月 1日	大腸がん検診を医療機関委託により開始。
6月16日	老人性痴呆予防健康診査「はつらつ健診」を開始。
10年 3月23日	母子の健康や育児環境の向上を目指し、「函館市母子保健計画」を策定。
10年10月 1日	第10回市民健康まつり（実行委員会主催）開催。
11年 4月 1日	衛生試験所設置条例施行規則の一部改正により、係を廃止し、主査制を置く。

7月22日	「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」を制定。
13年10月18日	牛海綿状脳症（ＢＳＥ）スクリーニング全頭検査を開始する。
14年 3月31日	健康診断を廃止。
4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、「衛生課」を「生活衛生課」に改める。また、保健予防課に「痴呆対策係」「難病対策係」を新設し、保健予防課の「母子保健係」を健康増進課へ移管する。
15年 3月 1日	「健康はこだて２１」および「第２次函館市母子保健計画」を策定。
4月 1日	「保健所」「衛生試験所」「健康増進センター」および「口腔保健センター」の４つの機能を有する「函館市総合保健センター」（五稜郭町２３番１号）が完成し業務を開始する。 新庁舎落成式典挙行。
17年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、保健予防課の「痴呆対策係」を「認知症対策係」に改める。
11月27日	保健所来庁者駐車場に自動管理システムを導入し、供用開始する。 （供用時間 ７時から２１時３０分まで）
19年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、戸井支所、恵山支所、楳法華支所、南茅部支所」の保健衛生業務を掌る「東部保健事務所」が新設される。 また、生活衛生課、保健予防課、健康増進課において係を廃止し、主査制を置く。 衛生試験所で３担当制を２担当制とし、環境試験を廃止する。保健所の「高齢者保健・福祉総合相談窓口」を廃止する。
19年10月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、健康づくり推進室を新設し、健康増進課を健康づくり推進室に所属する課とする。
20年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、保健所次長の廃止および医務長が新設される。 また、管理課の名称を保健企画課と改め係を廃止し、主査制を置く。医務薬事課を新設し、主査制を置く。 老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、保健所で実施していた基本健康診査は廃止となり、新たに各医療保険者による特定健康診査が開始される。 なお、函館市では市民部国保年金課所管による国民健康保険加入者への特定健康診査が６月より開始される。
20年12月 1日	白鳥町１３番３２号にあった夜間急病センターを、函館市総合保健センター内２階に移設し、指定管理者制度を導入して、診療を開始する。 保健所来庁者駐車場の供用時間を変更する。 （供用時間 ７時から翌日２時まで）
20年 9月29日	「健康はこだて２１（改訂版）」を策定。
21年 9月 1日	女性特有のがん検診推進事業を実施。
22年 6月 8日	温泉資源の適正利用と温泉資源保護を目的とした「函館市温泉資源保護指針」を策定。

4 組織機構

(1) 機 構



（平成22年4月1日現在）

(2) 職員数

① 職名別・職種別職員数

(平成22年4月23日現在)

職 種		課・係	総 数	保 健 所 長	保 健 所 参 事 1 級	医 師	保健企画課			医務薬事課			生活衛生課			保健予防課			健康づくり推進室 健康増進課			東 部 保 健 事 務 所	食 肉 検 査 所	衛 生 試 験 所	
							計	総 務 担 当	企 画 担 当	計	薬 事 担 当	医 務 担 当	計	環 境 ・ 動 物 衛 生 担 当	食 品 衛 生 担 当	計	感 染 症 ・ 難 病 担 当	精 神 保 健 ・ 認 知 症 担 当	計	室 長 ・ 参 事	健 康 増 進 担 当				母 子 保 健 担 当
職 員 総 数			115	1	1	1	7	6	1	8	4	4	16	9	7	20	11	9	37	2	18	17	11	7	6
職 別	所 長	1	1																						
	参 事 1 級	1		1																					
	室 長	1																1	1						
	課 長	8				1	1		1	1		1	1		1	1		2	1	1		1	1	*1	
	医 務 長	1			1																				
	主 査	28				2	1	1	2	1	1	4	2	2	4	2	2	9		7	2	2	2	3	
一 般		75				4	4		5	2	3	11	6	5	15	8	7	25		10	15	8	4	3	
種 別	医 師	2	1		1																				
	獣 医 師	11										3	2	1									7	1	
	薬 剤 師	3							2	1	1	1		1											
	保 健 師	43							1		1				11	6	5	22	1	8	13	9			
	看 護 師	2							1		1							1			1				
	診療放射線技師																								
	臨床検査技師	2																1			1			1	
	理学療法士	1																1		1					
	管理栄養士	3																2		2		1			
	その他(事務系)	43		1		7	6	1	4	3	1	10	5	5	9	5	4	10	1	7	2	1		1	
" (技術系)		5										2	2											3	

*は兼務職員

② 監視員等職員数

(平成22年4月23日現在)

感染症法15条4 および35条2	20													11	11						9		
医 療 監 視 員	5	1							4	2	2												
食品衛生監視員	9											9	3	6									
環境衛生監視員	15											15	9	6									
温 泉 監 視 員	9											9	7	2									
狂犬病予防員	2											2	1	1									
と 畜 検 査 員	7																					7	
精神保健福祉相談員	1														1	1							

(3) 事務分掌

保健所	保健企画課	(1) 保健所内の庶務および経理に関すること。 (2) 施設の整備および管理に関すること。 (3) 衛生行政に係る企画および調整に関すること。 (4) 地域保健医療に関すること。 (5) 人口動態調査および国民生活基礎調査に関すること。 (6) 保健所運営協議会に関すること。 (7) 夜間急病センターに関すること。
	医務薬事課	(1) 医療法，医師法，歯科医師法，歯科衛生士法，歯科技工士法，診療放射線技師法，臨床検査技師等に関する法律，保健師助産師看護師法，あん摩マツサージ指圧師，はり師，きゅう師等に関する法律，柔道整復師法，栄養士法および死体解剖保存法に関すること。 (2) 薬事法，薬剤師法，毒物及び劇物取締法，麻薬及び向精神薬取締法，大麻取締法，あへん法，覚せい剤取締法，安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律，有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律および北海道急性中毒患者届出条例に関すること。 (3) 医療施設等に係る調査，指導および諸報告に関すること。 (4) 指定地域密着型サービス事業者（認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）の指定等に関すること。 (5) 指定地域密着型介護予防サービス事業者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）の指導等に関すること。 (6) 医療相談窓口に関すること。
	生活衛生課	(1) そ族昆虫駆除等に関すること。 (2) 建築物の衛生指導に関すること。 (3) 上水道および飲料水の衛生に関すること。 (4) 浄化槽法に関すること。 (5) 温泉法に関すること。 (6) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律，公衆浴場法，理容師法，美容師法およびクリーニング業法に関すること。 (7) 墓地，埋葬等に関する法律および北海道胞衣及び産わい物処理条例に関すること。 (8) 食品衛生法，製菓衛生師法，調理師法，食品の製造販売行商等衛生条例およびかきの処理等に関する衛生条例に関すること。 (9) 食品衛生優良店舗の表彰に関すること。 (10) 興行場法および旅館業法に関すること。 (11) 狂犬病予防法に関すること。 (12) 犬による危害の防止に関すること。 (13) 動物の愛護及び管理に関する法律に関すること。 (14) 化製場等に関する法律に関すること。

保 健 所	東 部 保 健 事 務 所	(4) 難病に関すること。 (5) 市民の健康づくりに関すること。 (6) 栄養の指導および調査に関すること。 (7) 歯科保健に関すること。 (8) 母子保健に関すること。 (9) 定期の予防接種に関すること。 (10) 健康増進法に基づく健康増進事業に関すること。 (11) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導に関すること。 (12) がんの予防および早期発見の推進に関すること。 (13) 地域支援事業に係る介護予防事業の介護予防特定高齢者施策および介護予防一般高齢者施策に関すること。
	食 肉 検 査 所	(1) と畜場法に関すること。 (2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関すること。
	衛 生 試 験 所	(1) 微生物学的な試験検査および調査研究ならびにこれらの指導に関すること。 (2) 理化学的な試験検査および調査研究ならびにこれらの指導に関すること。 (3) その他保健衛生に係る試験検査および調査研究ならびにこれらの指導に関すること。

5 保健所関連施設

(1) 函館市犬抑留所

所在地 函館市見晴町 3 6 番地の 4
敷 地 1, 7 1 2. 3 9 m²
建 物 1 4 0. 4 0 m²
構 造 補強コンクリートブロック造り

(2) 東部保健事務所

所在地 函館市新浜町 1 5 6 番地の 1
函館市榎法華支所 2 階

(3) 食肉検査所

所在地 函館市西桔梗町 5 5 5 番地の 5
敷 地 (株)北海道畜産公社函館事業所
建 物 1 4 0. 9 4 m²
構 造 木造モルタル平屋建

6 予 算

(1) 一般会計

(単位 千円)

科 目	平成22年度 当初予算額	財 源 内 訳 (平成 2 2 年度分)						平成21年度 当初予算額
		特 定 財 源					一 般 財 源	
		国 庫 支 出 金	道支出金	起 債	使 用 料 手 数 料	そ の 他		
総 額	1, 160, 405	174, 427	78, 785	－	82, 632	25, 960	798, 601	1, 005, 004
保 健 衛 生 総 務 費	169, 898	49, 887	13, 130	－	－	15, 125	91, 756	129, 527
総 合 保 健 センター費	84, 681	－	－	－	1, 181	－	83, 500	85, 459
公衆衛生費	6, 062	－	－	－	60	－	6, 002	6, 295
健 康 増 進 事 業 費	212, 007	28, 279	974	－	12, 229	3, 674	166, 851	139, 868
母 子 保 健 対 策 費	174, 092	21, 669	35, 716	－	－	2, 664	114, 043	171, 314
予防接種費	228, 286	－	3, 522	－	153	163	224, 448	205, 845
衛 生 試 験 所 費	9, 407	25	－	－	12, 031	－	△2, 649	8, 210
保 健 所 費	101, 224	38, 008	7, 617	－	3, 284	30	52, 285	92, 058
環境衛生費	20, 958	2, 337	1, 369	－	53, 694	－	△36, 442	20, 094
社 会 福 祉 総 務 費	45, 093	－	－	－	－	－	45, 093	40, 081
障害者福祉費	108, 697	34, 222	16, 457	－	－	4, 304	53, 714	106, 253

(2) 国民健康保険事業特別会計

総 額	4,007	442	442	-	-	-	3,123	4,181
特定健康診 査等事業費 (特定保健指導経費)	4,007	442	442	-	-	-	3,123	4,181

(3) 介護保険事業特別会計

総 額	34,080	8,682	4,339	-	-	9,901	11,158	33,216
介 護 予 防 事 業 費	33,000	8,250	4,124	-	-	9,901	10,725	32,136
包括的支援 等 事 業 費	1,080	432	215	-	-	-	433	1,080

7 各種協議会・専門委員会

(1) 市立函館保健所運営協議会、各種専門委員会

「地域保健法」第11条および「市立函館保健所運営協議会条例」に基づき、函館市の公衆衛生および保健所の運営に関する事項を審議するため、保健所運営協議会を設置し、現在次の方々に委員を委嘱している。

表1 市立函館保健所運営協議会委員（平成22年8月1日現在）

区 分	氏 名	公 職 又 は 役 職 名
委 員	伊 藤 丈 雄	函館市医師会会長
〃	額 賀 康 之	函館歯科医師会会長
〃	熊 川 雅 樹	函館薬剤師会会長
〃	澤 田 信 子	北海道看護協会道南南支部支部長
〃	川 村 順 子	北海道栄養士会函館支部支部長
〃	山 下 康 次	北海道理学療法士会道南支部支部長
〃	前 原 聡 子	函館市幼児教育研究会常任理事
〃	鳴 海 裕	函館市小学校長会
〃	藤 井 壽 夫	函館市中学校長会事務局長
〃	土 家 康 宏	函館地区私立高等学校長協会会長
〃	三木谷 信	函館食品衛生協会副会長
〃	久保田 知行	道南獣医師会会長
〃	亀 井 信 子	函館市社会福祉協議会
〃	荃 沢 瑞 夫	函館市民生児童委員連合会副会長
〃	原 田 俊 男	函館市町会連合会副会長
〃	武 啓 子	函館市女性会議副会長
〃	齊 藤 雄 一	函館労働基準監督署署長
〃	永 浦 政 司	渡島総合振興局保健環境部環境生活課課長
〃	芹 澤 伸 子	公募委員
〃	高 橋 良 子	公募委員

(2) 市立函館保健所感染症診査協議会

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第24条及び「市立函館保健所感染症診査協議会条例」に基づき、市長の諮問に応じ、入院勧告及び入院の期間の延長並びに医療費の負担に関する必要な事項の審議を行うため、感染症診査協議会を設置し、現在次の方々に委員を委嘱している。

表2 市立函館保健所感染症診査協議会委員（平成22年8月1日現在）

区 分	氏 名	公 職 又 は 役 職 名	結核部会兼務
会 長	森 裕 二	函館五稜郭病院診療部長	○
委 員	荒 谷 義 和	独立行政法人国立病院機構函館病院統括診療部長	○
〃	高 橋 隆 二	市立函館病院呼吸器科長	○
〃	山 内 良 輔	弁護士	○
〃	道 幸 義 宏	元幼稚園園長	○
〃	山 田 豊	函館市医師会理事	

(3) 函館市予防接種健康被害調査委員会

函館市が実施した予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理を行うため、次の方々によって委員会を構成している。

表3 函館市予防接種健康被害調査委員会 (平成22年8月1日現在)

区 分	氏 名	公 職 又 は 役 職 名
委 員	本 間 哲	函館市医師会副会長
〃	萩 沢 正 博	函館市医師会理事
〃	要 藤 裕 孝	札幌医科大学講師
〃	山 田 隆 良	市立函館保健所長

(4) 函館市エイズ対策推進協議会

エイズの感染予防及びまん延防止について、関係機関・団体と連携を図りながら総合的に推進するため、函館市エイズ対策推進協議会を設置し、現在次の方々を委員に指定している。

表4 函館市エイズ対策推進協議会委員 (平成22年8月1日現在)

区 分	氏 名	公 職 又 は 役 職 名
委 員	橋 本 友 幸	函館市医師会副会長，函館中央病院院長
〃	小葉松 洋 子	函館・性と薬物を考える会会長，湯川女性クリニック院長
〃	山 本 哲	北海道函館赤十字血液センター所長
〃	鈴 木 利 治	函館市中学校長会，函館市立尾札部中学校長
〃	山 本 貴 司	北海道高等学校長協会，北海道函館稜北高等学校長
〃	堤 豊	市立函館病院血液内科科長
〃	山 本 正 子	函館人権擁護委員連合会事務局長

◇「健康はこだて２１」（改訂版）の概要

「健康はこだて２１」（改訂版）は、すべての市民が心身ともに健やかに生活できるよう、本市の健康づくりを進めていくための計画です。

「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という意識をもって、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、また、個人の健康づくりを、家族や地域、職域、学校、企業などが一体となって支援していく必要があります。

１ 「健康はこだて２１」のこれまでの経過

（１）「健康はこだて２１」の策定（平成１４年度）

市民一人ひとりの健康づくりを地域全体で支援することを基本に、生活習慣を改善することにより健康を増進し、生活習慣病を予防する一次予防を重視した計画を策定しました。

（２）「健康はこだて２１」の中間評価（平成１８年度）

計画の中間年度に、市民の健康状態を把握し、今後の健康づくり施策の一層の充実とより効果的な推進に役立てるため、中間評価を実施しました。

（３）「健康はこだて２１」の改訂（平成２０年度）

中間評価の結果等から市民の健康課題が明らかになり、また、平成２０年度から医療保険者によるメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査および特定保健指導が実施されたことなどを踏まえ、国の医療計画等との整合性を図りながら、市民の健康づくり施策の一層の推進を図るため、本計画の改訂を行いました。

２ 計画の概要

（１）目 的 生活習慣病による死亡の減少と健康寿命の延伸を図ります。

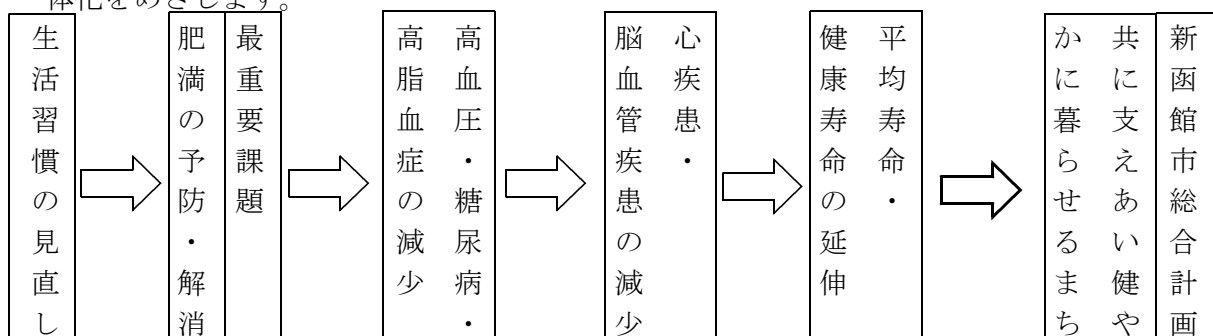
（２）基本方針

- ア 一次予防の重視
- イ 個人の健康づくりを支援するための環境の整備
- ウ 目標の設定と評価
- エ 多様な実施主体による連携のとれた効果的な計画の推進
- オ 年代別の健康づくり

（３）計画の期間 平成１４年度から平成２４年度までの１１か年

（４）計画がめざす姿

生活習慣の見直しによる肥満の予防を最重要課題として、生活習慣病を予防し、平均寿命と健康寿命の延伸を図り、新函館市総合計画の「共に支えあい健やかに暮らせるまち」の具体化をめざします。



(5) 年代ごとのめざす姿と健康指標および目標値

年代ごとのめざす姿	健康指標	対象	目標値
0歳～14歳 「外でたくさん遊び、 よく食べ、よく眠る 良い生活習慣を 身につけよう」	朝食を欠食する子どもの割合	幼児	4.0%以下
		小学生	5.0%以下
	おやつとの与え方に「特に気をつけていない」親の割合		20.0%以下
	幼児がテレビ・ビデオを3時間以上見る割合		36.3%以下
	就寝時間が遅い子どもの割合 (幼児・小学生は22時以降) (中学生は23時以降)	幼児	30.1%以下
		小学生	50.0%以下
		中学生	68.0%以下
未成年者の喫煙・飲酒経験の割合 たばこを吸ったことがある割合 時々飲酒をしたことがある割合	小学生	0.0%	
		0.0%	
15歳～39歳 「自分の健康を過信 せず、健康管理を しっかりしよう」	喫煙者の割合	男性	50.0%以下
		女性	26.2%以下
	朝食を欠食する人の割合	男性	26.9%以下
		女性	15.6%以下
	砂糖を含む飲み物を多くとる人の割合	男性	23.1%以下
		女性	21.3%以下
	自分の体格を正しく自己評価できる人の割合		100.0%
30歳代男性の肥満の割合		20.0%以下	
がん検診の受診者の割合 子宮がん 胃がん		30.8%以上 10.5%以上	
40歳～64歳 「仕事と余暇の バランスを取り、 健やかな老後を迎える ための生活を 続けよう」	肥満者の割合	男性	20.0%以下
		女性	15.0%以下
	喫煙者の割合	男性	55.6%以下
		女性	30.2%以下
	歯科検診受診者の割合	男性	35.6%以上
		女性	29.4%以上
	特定健康診査の実施率		65.0%
	特定保健指導の実施率		45.0%
	メタボリックシンドロームの該当者および予備群の減少率		10.0%
	がん検診の受診者の割合 子宮がん 胃がん 肺がん 大腸がん 乳がん		30.8%以上 10.5%以上 16.1%以上 14.4%以上 19.4%以上
65歳以上 「やりたいことができる 身体と、前向きに楽しく 過ごせる心を持とう」	女性の肥満者の割合		15.0%以下
	健康診査受診者に占めるHbA1c6.1以上の人の割合		8.9%以下
	健康診査受診者に占める高血圧(最高血圧140mmHg以上、 最低血圧90mmHg以上)の人の割合		22.6%以下
	社会活動に積極的に参加できる心身の健康を保てる人の割合	男性	4.7%以上
		女性	2.7%以上
	特定健康診査の実施率		65.0%
	特定保健指導の実施率		45.0%
	メタボリックシンドロームの該当者および予備群の減少率		10.0%
	がん検診の受診者の割合 子宮がん 胃がん 肺がん 大腸がん 乳がん		30.8%以上 10.5%以上 16.1%以上 14.4%以上 19.4%以上

(6) 重点取組

ア 「早寝早起き朝ごはん」の推進

朝食を欠食する幼児や小学校低・中学年、10歳代の女性が増加しており、規則正しい生活や食事に関する知識の啓発が必要なことから、教育機関や地域と連携し、子どもたちの健やかな成長を促すために、「早寝早起き朝ごはん」の普及を推進します。

イ 運動の推進

30歳代、40歳代の男性の肥満が増加してきており、規則正しい生活や食事、運動に関する知識の啓発が必要なことから、特に、若い時から運動する習慣を身につけることができるように職域等と連携し、運動する機会の提供や運動の継続を推進します。

ウ 禁煙の推進

男女とも喫煙率は減少しておりますが、全国と比較するとまだ高い割合の年代もあることから、教育機関や職域等との連携を強化し、喫煙防止教育や職場の禁煙を推進します。

3 計画の推進

各年代にあわせたきめ細かな健康づくりを実施するためには、全市一体となった取組が必要なことから、関係団体からなる「健康はこだて21推進協議会」で計画の進捗状況の把握や進行管理を的確に行います。

人材の育成や地域関係団体との連携を図り、健康づくりに取り組みやすい環境を整備するとともに、家庭、地域、職域、学校、企業、保健・医療機関、保険者、ボランティア、マスメディア、行政などが日常的に連携を保ちながら、計画の推進に努めます。

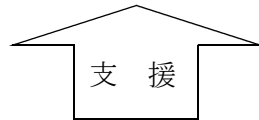
○「健康はこだて21推進協議会」構成団体

区 分	団 体
地域関係団体	函館市町会連合会，市民健康づくり推進員連絡会，函館市食生活改善協議会，函館市女性会議，函館市民生児童委員連合会，函館市体育協会，函館市社会福祉協議会
学校等関係団体	函館市小学校長会，函館市中学校長会，北海道高等学校長協会渡島支部，函館地区私立高等学校長会，函館市PTA連合会，函館保育協会，函館市幼児教育研究会
職域関係団体	函館労働基準監督署，函館商工会議所，函館市亀田商工会，函館東商工会，連合北海道函館地区連合会，函館市漁業協同組合，えさん漁業協同組合，南かやべ漁業協同組合，新函館農業協同組合，函館市亀田農業協同組合
健康保険団体	函館市市民部
保健・医療関係団体	函館市医師会，函館歯科医師会，函館薬剤師会，北海道栄養士会函館支部，北海道看護協会道南南支部，市立函館保健所

○推進体制

健康はこだて21の推進

一人ひとりの主体的な健康づくり



健康づくり推進のキャッチフレーズ

「まず1歩 応援します あなたの健康」

